草加市告示第８１４－２号

令和５年度（２０２３年度）における労働賃金基準額の変更について

草加市公契約基本条例（平成２６年条例第２１号）第１２条の規定に基づき、令和５年度（２０２３年度）における労働賃金基準額を次のとおり変更する。
ただし、適用期間については、令和５年１０月１日から令和６年３月３１日までとする。

令和５年（２０２３年）９月４日

草加市長　瀬　戸　百合子

１　工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額
変更なし

２　業務委託契約に係る労働賃金基準額
１，０２８円／時間
※適用期間　令和５年１０月１日から令和６年３月３１日まで

３　指定管理者との協定に係る労働賃金基準額
１，０２８円／時間
※適用期間　令和５年１０月１日から令和６年３月３１日まで